

不適合管理委員会報告情報  
平成19年11月27日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水ポンプ（A）のグランドリーク量（小指1本程度）が多くなり、グランド受けから飛散が認められたため、当該部を点検・調整	D	
2	1号機	当直長引継日誌の添付資料（現場盤警報記録）に誤記（10/19～11/18）が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	C	
3	3号機	再循環ポンプ（A・B）振動記録計の購入において、購入仕様書の一部（警報出力設定値）に誤記が認められたため、対応検討	C	
4	3号機	共用所内ボイラ（B）停止インターロック使用前事業者検査において、ボイラ制御盤の制御装置に動作不良が認められたため、対応検討	C	
5	5号機	主復水器スプレイ調整弁用温度指示調節器の制御空気小型圧力計に指針脱落が認められたため、当該圧力計を交換	D	
6	6号機	原子炉格納容器除湿冷却系冷却水温度検出器点検において、ケーブルに断線が認められたため、当該部を修理	D	
7	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）第1軸受振動記録計点検において、ケーブルに絶縁不良が認められたため、当該部を修理	D	
8	6号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）流量調整弁点検において、駆動部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
9	6号機	残留熱除去（B）系低圧注水弁用安全弁ロックハンドルの閉操作において、ハンドルを折損させたため、当該ハンドルを交換	C	12月19日再審議にてグレード変更 D → C
10	集中環境施設	ランドリー小物用乾燥機加熱蒸気入口元弁のハンドルの空回りが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	その他	管理型産業廃棄物最終処分場浸出水処理設備汚泥引抜ポンプの起動不可が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
12	その他	海生物焼却設備排熱回収装置ダスト排出用ダンパ（上側）に動作不良（全閉にならない）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで